

## 化学物質に関する法改正の動き

一般社団法人 日本試薬協会 安全性・環境対策委員会  
(執筆担当：関東化学株式会社 金田 尚)

化学物質に関する法律で平成25年5月から平成25年8月までに改正等のあったものの概要を紹介いたします。これらは概要のため、すべての内容は網羅しておりません。詳細は、必ず官報または当該法律を所管する省庁のホームページ等でご確認ください。

### 1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)関係

#### (1) 新規化学物質(いわゆる「白」物質)の公示

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第3号(平成25年7月31日付官報)により、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条第1項第5号に該当するものと判定された新規化学物質の名称が、新たに270件公示されました。

(通し番号6509~6778)

【製品評価技術基盤機構ホームページ】

<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/shiro20130731.pdf>】

### 2. 労働安全衛生法 関係

#### (1) 「新規化学物質」の名称の公表

厚生労働省告示第215号(平成25年6月27日付官報)により、労働安全衛生法第57条の3の規定に基づく新規化学物質の名称が270件公表されました。

(通し番号22202~22471)

【厚生労働省ホームページ】

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/201306kag\\_new.htm](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/201306kag_new.htm)】

#### (2) 「名称等の表示の対象となる物」の追加

政令第234号(平成25年8月13日付官報)により、労働安全衛生法第57条第1項の規定に基づき、名称等を表示しなければならない物として「1,2-ジクロロプロパン」及び「1,2-ジクロロプロパンを

含有する製剤その他の物」が追加されました。また、これらの物質は特定化学物質の第2類物質にも追加されました。

(施行日：平成25年10月1日)

【厚生労働省ホームページ】

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H130829K0020.pdf>

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T130909K0041.pdf>】

### 3. 消防法関係

#### (1) 「消防活動阻害物質」の追加

総務省令第71号(平成25年7月4日付官報)により、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量に次の物質が追加されました。

[政令別表第一関係]

① 2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)及びこれを含有する製剤(2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン50%以下を含有するものを除く。)

② ヘキサキス( $\beta$ ,  $\beta$ -ジメチルフェネチル)ジスタンノキサン(別名酸化フェンブタズ)及びこれを含有する製剤

[政令別表第二関係]

① 2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)50%以下を含有する製剤

② メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤

③ 2-メチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤

(施行日：平成26年2月1日)

【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/concern/law/>

tuchi2507/pdf/250704\_ki107.pdf  
[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h25/2507/250704\\_1houdou/01\\_houdoushiryoku.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h25/2507/250704_1houdou/01_houdoushiryoku.pdf)】

#### 4. 毒物及び劇物取締法関係

政令第208号(平成25年6月28日付官報)により、次の物質が毒物／劇物に指定、または劇物から除外されました。

##### (1) 毒物に指定

- ①クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤
- ②クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤
- ③テトラメチルアンモニウム＝ヒドロキシド及びこれを含有する製剤
- ④プロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤  
(施行日：平成25年7月15日)

##### (2) 劇物に指定

- ①2-(ジエチルアミノ)エタノール及びこれを含有する製剤。但し、2-(ジエチルアミノ)エタノール0.7%以下を含有するものを除く。  
(施行日：平成25年7月15日)

##### (3) 劇物から除外

- ①2,3,5,6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル = (Z)-(1R,3R)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2,3,5,6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル = (E)-(1R,3R)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2,3,5,6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル = (Z)-(1S,3S)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2,3,5,6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル = (EZ)-(1R,3S)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及び2,3,5,6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル = (E)-(1S,3S)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラートの混合物

(2,3,5,6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル = (Z)-(1R,3R)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート80.9%以上を含有し、2,3,5,6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル = (E)-(1R,3R)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート10%以下を含有し、2,3,5,6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル = (Z)-(1S,3S)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート2%以下を含有し、2,3,5,6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル = (EZ)-(1R,3S)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート1%以下を含有し、かつ、2,3,5,6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル = (E)-(1S,3S)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0.2%以下を含有するものに限る。)及びこれを含有する製剤

(施行日：平成25年6月28日)

【国立医薬品食品衛生研究所ホームページ】

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/H250628/130628tuuchi.pdf>】

#### 5. 薬事法関係

##### (1) 「指定薬物」の指定

厚生労働省令第86号(平成25年6月28日付官報)により、次の5物質が「指定薬物」に指定されました。

- ①1-シクロヘキシル-4-(1,2-ジフェニルエチル)ピペラジン及びその塩類
- ②3,4-ジクロロ-N-[1-(ジメチルアミノ)シクロヘキシル]メチル}ベンズアミド及びその塩類
- ③{1-(テトラヒドロピラン-4-イル)メチル}1H-インドール-3-イル} (2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル)メタノン及びその塩類
- ④1-(3-フルオロフェニル)-N-メチルプロパン

-2-アミン及びその塩類

⑤1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)プロパン-1-オン及びその塩類  
(施行日：平成25年7月28日)

【厚生労働省ホームページ：

[http://www.whoirei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t\\_docframe.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=6333](http://www.whoirei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=6333)】

## 6. 東京都薬物の濫用防止に関する条例 関係

(1)「知事指定薬物」の指定

東京都告示第861号(平成25年6月6日付東京都広報)により、東京都薬物の濫用防止に関する条例第12条第1項の規定に基づき、次の2物質が知事指定薬物に指定されました。

①1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)プロパン-1-オン及びその塩類  
[通称名：MDPPP]

②1-(3-フルオロフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類 [通称名：3-FMA]  
(施行日：平成25年6月7日)

【東京都ホームページ：

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2013/06/20n66200.htm>】

## 7. 水質汚濁防止法関係

(1) 暫定廃水基準の改定

環境省令第15号(平成25年6月10日付官報)により、排水基準を定める省令が改正されました。この改正は、水質汚濁防止法におけるほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準について現行の暫定措置が平成25年6月30日をもって適用期限を迎えることから、以降の暫定排水基準について定めたものです。

①一般排水基準への移行

現行の暫定排水基準が適用されている下記の2業種について、暫定排水基準が廃止され、一般排水基準へ移行されます。

・ ほう酸製造業(海域以外の公共用水域に排

出水を排出するものに限る。)

・ 化学肥料製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)

②暫定排水基準の延長及び強化

現行の暫定排水基準が適用されている上記①以外の13業種については、12業種は暫定排水基準を強化し、1業種は現行の暫定排水基準のまま、それぞれ3年間(平成28年6月30日まで)を期限に暫定排水基準が延長されました。

(施行日：平成25年7月1日)

【環境省ホームページ：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16752>】

## 8. 食品衛生法 関係

(1)「人の健康を損なうおそれのない添加物」の追加  
厚生労働省令第65号(平成25年5月15日付官報)により、次の物質が食品衛生法第10条の規定に基づき「省令別表第1」(人の健康を損なうおそれのない添加物)に追加されました。

①乳酸カリウム

②硫酸カリウム

(施行日：平成25年5月15日)

【日本食品化学研究振興財団ホームページ：

<http://www.ffcr.or.jp/zaidan/MHWinfo.nsf/ab440e922b7f68e2492565a700176026/790ee338f244dc4d49257b6d000ee436?OpenDocument>】

(2)「人の健康を損なうおそれのない添加物」の追加  
厚生労働省令第95号(平成25年8月6日付官報)により、次の物質が食品衛生法第10条の規定に基づき「省令別表第1」(人の健康を損なうおそれのない添加物)に追加されました。

①3-エチルピリジン

②ピリメタニル

(施行日：平成25年8月6日)

【日本食品化学研究振興財団ホームページ：

<http://www.ffcr.or.jp/zaidan/MHWinfo.nsf/ab440e922b7f68e2492565a700176026/3b6603521ce72f349257bbf000bc375?OpenDocument>】